

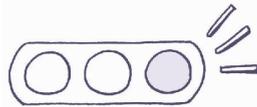
自転車は便利な交通手段として、子どもから大人まで日常的に利用しています。しかし、危険な走行をすれば思わぬ大事故につながる恐れもあります。平成28年度の北海道の自転車利用中の死者は8人（前年比-4人）、うち65歳以上の死者数は5名です。平成27年6月1日に施行された改正道路交通法では、危険行為を繰り返す自転車運転者には、安全講習の受講が義務付けられるなど、自転車利用者の交通ルールが強化されています。



利用5則

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止
6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せる場合などを除く
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
前照灯と尾灯または反射材をつける。
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認



ながら運転は禁止です!

音楽を聴きながら



傘をさしながら



スマートフォンを使用しながら



5 子どもはヘルメットを着用

- 児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



自転車点検

日頃からの点検で安全に

□ **ライト（前照灯）**
明るくつきますか？

□ **鍵**
鍵はついていますか？

□ **タイヤ**
タイヤの空気圧は適切ですか？

□ **ブレーキ**
前輪と後輪は、しっかり利きますか？

□ **ベル（警音器）**
しっかり鳴りますか？

□ **サドル**
ガタついていませんか？

□ **尾灯、反射器材**
割れ、汚れはありませんか？

□ **チェーン**
張りは適切ですか？

□ **ペダル**
ガタついていませんか？

